

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年5月15日現在

機関番号：13801

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21520009

研究課題名（和文） エンハンスメント問題の倫理的・法的検討 日米独スイスの比較研究

研究課題名（英文） Ethical and legal considerations related to human enhancement—
a comparison of the situations in Japan, Germany, the United States, and Switzerland.

研究代表者

松田 純 (MATSUDA JUN)

静岡大学・人文学部・教授

研究者番号：30125679

研究成果の概要（和文）：エンハンスメントの現状と問題点を日米ドイツ語圏における現地調査を踏まえ整理した。治療／エンハンスメントという線引きのみに囚われていても展望は開けず「願望実現医療」という新しい概念の下、より広い医療文化論的文脈へとエンハンスメント論を開くことで、人間学的・文明論的に深めていける展望を明らかにした。「人間の尊厳」論は直ちに規制根拠になりえず、法的には「身体の完全性」という法益の具体的内容が重要となる。

研究成果の概要（英文）： This study discusses the ethical, legal, and social issues related to so-called "human enhancement" in German-speaking countries, the United States, and Japan. A limited focus on enhancement as something used for either therapeutic or non-therapeutic purposes will deter the opening of a new field of inquiry. With a new concept called "desire-driven medicine" (in German, wunscherfuellede Medizin), this study attempts to place enhancement in the context of the wider medical culture—and to develop a theory on enhancement from the standpoint of philosophical anthropology and varying perspectives on civilization.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
21年度	1,400,000	420,000	1,820,000
22年度	1,400,000	420,000	1,820,000
23年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	3,600,000	1,080,000	4,680,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：哲学・哲学・倫理学

キーワード：生命倫理・エンハンスメント・願望実現医療・医療の目的・再生医療・自己処分権・人間の尊厳・脳神経倫理

1. 研究開始当初の背景

エンハンスメントとは、病気の治療を超えて、身体能力や知力の向上、性格の矯正などを目的として医学・生命工学を用いることを意味する。これをめぐる議論は新しく、日本では

2004年前後から始まり、近年、生命倫理学の教科書の一章を構成する状況にもなってきた。倫理的には、自己の心身への、治療目的ではない介入が、自己決定権によってどこまで正当化できるか？ かかる自己決定を規

制する倫理的根拠はありうるか？ あるとすれば、それは何か？ 「人間の尊厳」という原理は規制根拠となりうるか？ などがおもな論点となっていた。他方、法的な検討はわが国ではまだほとんどされていなかった。

2. 研究の目的

本研究は、日米と大陸欧州、とくにドイツ語圏におけるエンハンスメントをめぐる倫理学および法学の議論を比較検討し、新しい考察視角を探究することを目指した。

3. 研究の方法

(1) 国内外におけるエンハンスメントをめぐる状況を、第一線の研究者への取材を含めて、実際に調査する。主な分野として、遺伝医療、再生医療、脳神経科学とニューロテクノロジーに焦点を置く。

(2) 英語圏・ドイツ語圏の文献を探索し、重要な論点を紹介する。

(3) 法的検討について：さまざまなエンハンスメントの手段に対して、例えばドイツでは、それらに対応したさまざまな特別法により、法的規制が実施されている。しかし、近時、ドイツ法学者の間でも、それらに共通した法的評価を可能にする総論的な体系の構築が疎かにされているという反省が生まれている。本研究では、この総論的な法的視座を得るという観点から、特別法上の議論ではなく、主に、ドイツ法学の骨格となる憲法（基本法）・民法・刑法といった法規範の内容を中心に検討した。

特に、ドイツ刑法学において、エンハンスメントという問題領域は、傷害罪において想定された「身体の完全性（koerperliche Integritaet）」という保護法益の内容に関連してくる。本研究では、この「身体の完全性」の内実を中心に考察した。

(4) これらの成果を、論文、翻訳等で、学会やウェブ上などで情報発信する。

4. 研究成果

(1) 国際学会や国内外の調査によって、脳神経科学とニューロテクノロジー分野や遺伝医療の現状について認識を深めることができた。とくにロボット・サイボーグ技術では、ロボットスーツ HAL がリハビリテーション医療分野で普及が進み、さらに神経難病への医師主導治療が開始されるなど、新たな動きがある。こうした治療への応用の試みは、病に苦しむ人を助け救うという医療の本義、伝統的な医療倫理との関係のなかでエンハンスメント論を改めて問い直すことを求めている。また、アメリカにおけるニューロエシックスソサイエティへの調査への参加によって、脳死といった従来のトピックについて新たな観点から議論されていることが明らか

になった。

遺伝医療の分野では、パーソナルゲノム時代の到来によって、エンハンスメントや願望実現医療をめぐる問いが新たな段階に入ると予想される（図書③）。

(2) ドイツ語圏の議論状況の調査のなかから、「願望実現医療」論がエンハンスメントに代わる概念として注目されており、エンハンスメントを「願望実現医療」というより広い医療文化論的文脈のなかで捉えなおす必要が認識された。願望実現医療とは、医学の知と力を、病苦から逃れるために用いるのではなく、自分が生きたいと望む生の方へ自身の心身をできるだけ近づけ合わせようとするために用いることを意味する。従来の治療型医療に対する願望実現医療という新しい枠組みをわが国に紹介し、エンハンスメント論を医療の本義に照らしつつ、新しい文脈へと開くことによって、哲学的・人間学的・文明論的に深めていける展望を示した。その際、自らの人生を構想し作っていく上での人格全体の調和ある発展が重要であることを明らかにした（論文①③④⑤）。

こうした視点はわが国ではまだ提起されておらず、新しい知見と言える。これらの成果を論文や学会や講演等で発表し、ホームページからも情報発信した。NHK 教育テレビサイエンス ZERO でも取り上げられ、研究代表者の提案により、「“願望実現” 医療 美容から生殖医療まで」というタイトルで放映された。これには研究代表者も出演し、願望実現医療というテーマの重要性について全国的に広く情報を発信する機会となった。これらの情報発信によって、わが国におけるエンハンスメントをめぐる議論に新しい方向性を与えることができた。

(3) エンハンスメントの法的限界に関連して、ドイツ法の議論状況をまとめると、次のようになる。

エンハンスメントの施術は、それが、幅広い意味で医学的適応性が認められるような場合に、正当化されうる。ドイツ法学では、医学的適応性の判断の過程で、伝統的な医学的適応性の確立に準じる手続が提案されている。すなわち、まずは、「絶対的な反医学的適応性」、次に、「相対的な反医学的適応性」が確立され、そのような処置が完全に実施されないか、あるいは制限されるべき理由が検討される。エンハンスメントの施術には、常に、相対的な意味での医学的適応性しか見出せない。この点が、治療行為における医学的適応性と決定的に異なる点である。

しかし、このような医学的適応性の判断モデルは必要最低限度のものであることから、ここにおける説明義務の程度を画する基準が見出されない限り、法的責任が課せられるリスクに医療者側はさらされることになる。

そこで、法的責任としては、最低限度の禁止規範を設定している刑法の解釈論が援用されることになる。刑法におけるこの禁止規範においては、生命への不可侵性・身体の完全性に資する自己決定権は、良俗違反にならない限りで許容するという限界が設定される。

さらに、生命侵害の危殆化、すなわち具体的な死に至り得る危険性をもたらされないエンハンスメントにおいても、憲法により要請された指導的原則により、別の観点からの限界が設定されうる場合もある。この限界を設定する規範は、特に、国民の健康の保持という医療関係者における社会保障政策上の役割に対応するものである。

本研究は、以上のような要点をエンハンスメントに関するドイツ法学の現状として明らかにした(論文⑬)。

(4)エンハンスメント論を願望実現医療論へ拡張すると、医師による自殺幫助や安楽死も、医療の本義を逸した願望実現のための措置となり、それらが「医療」として容認できるかという問いが生じる。これに関連して、2010年6月のドイツ連邦通常裁判所による重要判決と、その影響を受けて提案された、ドイツ連邦医師会の2011年の「看取り医療原則」改定案(医師による自殺幫助を容認)を詳しく検討し、論文②⑦にまとめた。その研究過程で、その動向をリアルタイムでわが国に情報発信した。

(5)エンハンスメント論を含む先端医療技術の研究と利用をめぐる倫理と法に関するドイツ語圏の代表的なテキストとなると思われるドイツ生命環境倫理学情報センター編 *Forschungsethik* (研究倫理) の翻訳を行い、平成24年に知泉書館から刊行する準備を整えた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計29件)

- ①松田純, 医療による願望実現, 倫理学年報(日本倫理学会), 査読有, 61号, 2012, 64-67
- ②松田純, 生の自由を支える事前指示——ドイツにおける事前指示の法制化と医師による自殺幫助をめぐる議論のなかから, 難病と在宅ケア, 査読無, vol.18, No.2, 2012, 17-21
- ③松田純, 願望実現医療の隆盛, 医薬ジャーナル, 査読無, 47号, 2011, 113-116
- ④松田純, 総説～医療現場と生命倫理学, 医薬ジャーナル, 査読無, 47号, 2011, 81-82
- ⑤堂園俊彦, 生命倫理学の誕生と臨床倫理学, 医薬ジャーナル, 査読無, 47号, 2011, 84-87
- ⑥神馬幸一, 生命維持治療の中止に関する法的問題, 医薬ジャーナル, 査読無, 47号, 2011, 89-93
- ⑦神馬幸一, ドイツ連邦通常裁判所二〇一〇

年六月二五日判決(Putz事件)——人工的栄養補給処置の中止に関する新しい判例動向, 法学研究, 査読有, 84号, 2011, 109-132

⑧松田純, Menschenwürde und die traditionelle japanische Lebensanschauung, 南山大学地域研究センター共同研究2010年度中間報告「ボロニャプロセス以後の欧米を中心とした大学制度の変貌と新しい学問状況」, 査読無, 1巻, 2011, 177-184

⑨堂園俊彦, 学術活動の倫理的諸問題 ヒトゲノムやヒトES細胞を用いた研究における被験者保護, Journal of Clinical Rehabilitation, 査読無, 20巻, 2011, 255-259

⑩松田純, 多文化時代における人間の尊厳, モラリア(東北大学倫理学研究会), 査読無, 17号, 2010, 23-40

⑪松田純, 願望実現医療による医療の脱中心化, 唯物論(東京唯物論研究会), 査読無, 84号, 2010, 7-33

⑫松田純, 最期を支える環境作り, 日本薬剤師会雑誌, 査読無, 63巻2号, 2010, 177-180

⑬神馬幸一, 人体改造(身体的エンハンスメント)に関するドイツの議論状況, 静岡大学法政研究, 査読無, 14巻3=4号, 2010, 287-342

⑭神馬幸一, 臓器移植医療に関するEU指令の概要, 静岡大学法政研究, 査読無, 15巻1号, 2010, 74-160

⑮松田純, ドイツ事前指示法の成立とその審議過程—患者の自己決定と, 他者による代行解釈とのほざまで, 医療・生命と倫理・社会, 査読無, 19巻, 2010, 34-43

⑯神馬幸一訳, ヘニング・ローゼナウ, 臓器移植におけるスタンダードの設定: ドイツ連邦医師会の役割と正統性, 静岡大学法政研究, 査読無, 14巻1号, 2009, 2-32

⑰堂園俊彦, 自己決定の対象としての身体—カントにおける「人間の尊厳」の射程, 文化と哲学, 査読有, 26号, 2009, 43-64

⑱堂園俊彦, がん患者ケアで求められる倫理, 調剤と情報9月臨時増刊号 がん患者ケアガイドブック, 査読無, 15巻, 2009, 9-15

⑲松田純, サイボーグ化の先にあるもの——境界と人間像をめぐる問い, 文化と哲学, 査読有, 26号, 2009, 73-86

[学会発表] (計53件)

- ①松田純, 心理臨床におけるモラルディレンマ, (社)日本臨床心理士会第5回臨床心理士のための倫理ワークショップ講演(招聘講演), 2012.2.18, 神戸国際会議場(兵庫県)
- ②松田純, 患者の自律と医療者の義務～生命倫理の原則をめぐる米国と欧州の違い, 藤枝市立総合病院 倫理研修会(招聘講演), 2012.1.30, 藤枝市立総合病院(静岡県)
- ③堂園俊彦, 臨床倫理の基礎, 静岡厚生病院職員倫理研修会(招聘講演), 2012.1.26, 静

岡厚生病院（静岡県）

④神馬幸一，ドイツにおける治療停止の新判決，第39回中部生命倫理研究会（招聘講演），2011.12.10，名古屋大学（愛知県）

⑤松田純，終末期の医療をめぐる——尊厳死・安楽死・事前指示，放送大学静岡学習センター特別シンポジウム「人生の終末をどう迎えるか」（招聘講演），2011.11.19，グランシップ（静岡県）

⑥松田純・堂園俊彦，「生命倫理学の戦線の拡大のために」，日本生命倫理学会第23回大会シンポジウム「対人援助職の倫理的・法的対応力の養成～生命倫理学のすきま産業」オーガナイザー・シンポジスト，2011.11.16，早稲田大学国際会議場（東京都）

⑦堂園俊彦，医療サービスと倫理，近江八幡市立総合医療センター職員倫理研修会（招聘講演），2011.11.8，近江八幡市立総合医療センター（滋賀県）

⑧神馬幸一，治療中止に関するドイツの新しい判例動向，第23回日本生命倫理学会，2011.10.15，早稲田大学（東京都）

⑨松田純，医療による願望実現，日本倫理学会第62回大会，2011.10.1，富山大学（富山県）

⑩松田純，遺伝子技術のゆくえとくいのち>の現在，静岡大学・コブしずおか共催公開講座，2011.9.24，沼津市市民文化センター（静岡県）

⑪神馬幸一，臓器移植医療に関するEU指令の概要，第51回慶應EU研究会（招聘講演），2011.4.30，慶應義塾大学（東京都）

⑫松田純，生老病苦に科学技術は勝てるか？願望実現医療—人間改良時代の到来，NHK文化センター「人間の尊厳」講座，2011.3.30，NHK文化センター名古屋教室（愛知県）

⑬松田純，Menschenwuerde und die traditionelle japanische Lebensanschauung, Workshop: Leben, Sterben und Menschenwürde. ein deutsch-japanischer Workshop, 2011.3.3, デュッセルドルフ大学 Schloss Mickeln (ドイツ デュッセルドルフ市)

⑭松田純，検証 生命操作の現在，静岡大学開学60周年記念公開シンポジウム 第6回「いま再びくいのち>を考える」，2010.12.18，静岡産学交流センター（静岡県）

⑮松田純，願望実現医療——医療の変貌，かつら塾講演（招聘講演），2010.11.15，唐津ビジネスカレッジ（佐賀県）

⑯松田純，願望実現医療の隆盛——医療の脱中心化，社会理論研究会，2010.7.10，東洋大学（東京都）

⑰神馬幸一，信仰上輸血を拒否する患者の診療に関わる諸問題，藤枝市立総合病院職員倫理研修会（招聘講演），2010.5.21，藤枝市立総合病院（静岡県）

⑱松田純，医療薬学の目的とエンハンスメン

ト，東北哲学会第59回大会，2009.10.25，新潟大学脳研究所（新潟県）

⑲松田純，エンハンスメント問題と治療の概念，「医療の本質」論集研究会，2009.10.4，熊本大学（熊本県）

⑳堂園俊彦，レギュラトリーサイエンスとしての生命・医療倫理，第14回静岡健康・長寿学術フォーラム（招聘講演），2009.10.2，グランシップ（静岡県）

㉑松田純，ファーマコゲノミクスの時代を迎えて——遺伝情報の倫理，第19回SMO研究会（招聘講演），2009.7.25，東医健保会館 大ホール（東京都）

㉒松田純，サイボーグ技術は人間社会をどう変えるか，静大フェスタ公開授業，2009.5.31，静岡ツインメッセ（静岡県）

㉓松田純，ニューロエンハンスメントと“所帯じみたサイボーグ”，第2回エンハンスメント論研究会，2009.5.5，鹿蔵ゲストハウス（山口県）

㉔松田純，現代医療の倫理——QOL・緩和再考，藤枝市立総合病院 医療倫理講演会（招聘講演），2009.4.22，藤枝市立総合病院（静岡県）

〔図書〕（計17件）

①松田純，今井道夫，森下直貴，16名，丸善，シリーズ生命倫理学1．生命倫理学の基本構図，2012，258，独語圏の生命倫理，112-125

②松田純，中井弘和，5名，静岡大学生涯学習教育研究センター，静岡大学公開講座ブックレット いま，再びくいのち>を考える，4巻，2012，61，検証 生命操作の現在，5-14

③松田純，宗林留美，芳賀直哉，静岡大学生涯学習教育研究センター，静岡大学公開講座ブックレット くいのち>と環境を考える，5巻，2012，72，遺伝子技術のゆくえとくいのち>の現在，31-50

④松田純，真野俊樹，14名，南山堂，（公）MR認定研修センター教育委員会 MRテキストⅢ 医薬概論2012，2012，230，倫理と法27-32，医療と倫理33-37，生命倫理38-43

⑤松田純，高橋隆雄・北村俊則，18名，九州大学出版会，医療の本質—医療の本質と変容 伝統医療と先端医療のはざままで，2011，408，エンハンスメントから願望実現医療へ——病気治療という医療の本義との関係，317-336

⑥堂園俊彦，有田悦子・井手口直子・後藤恵子，24名，羊土社，後藤恵子編集責任，薬学生・薬剤師のためのヒューマニズム，2011，247，患者の基本的権利と自己決定権を尊重する態度，212-125，

⑦神馬幸一，町野朔，山本輝之，辰井聡子，19名，町野朔=山本輝之=辰井聡子（編）信山社，移植医療のこれから，2011，364，EUにおける臓器移植関連立法の概要，スイスにおける臓器移植関連立法の概要，217-238

- ⑧神馬幸一・坂本真樹（共訳），木鐸社，リチャード・A・ポズナー（著），平野晋（監訳），法と文学（第3版）上巻，2011，336
- ⑨神馬幸一・坂本真樹（共訳），木鐸社，リチャード・A・ポズナー（著），平野晋（監訳），法と文学（第3版）下巻，2011，369
- ⑩松田純・堂囿 俊彦，市ヶ谷出版社，日本医療・病院管理学会学術情報委員会編，医療・病院管理用語事典 新版，2011，224
- ⑪松田純，湯之上隆，久木田直江，加藤尚武，10名，南山堂，くすりの小箱——薬と医療の文化史，2011，160，薬による願望実現，54-65
- ⑫堂囿 俊彦，玉井真理子，大谷いづみ，15名，有斐閣，玉井真里子・大谷いづみ編，はじめて出会う生命倫理，2011，321，第4章 夢の技術を立ち止まって考える，121-125
- ⑬松田純，松島 哲久，盛永 審一郎，丸善，松島 哲久・盛永 審一郎（編），薬学生のための医療倫理，2010，246
- ⑭松田純・堂囿 俊彦・神馬幸一，加藤尚武，13名，南山堂，薬剤師のモラルディレンマ，2010，232
- ⑮神馬幸一，甲斐克則，20名，法律文化社，レクチャー生命倫理と法，2010，226，第15章「ヒト胚・クローン技術・ES細胞・iPS細胞の利用」，174-184

〔産業財産権〕

○出願状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

<http://life-care.hss.shizuoka.ac.jp/index.php>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松田 純 (MATSUDA JUN)
静岡大学・人文学部・教授
研究者番号：30125679

(2) 研究分担者

堂囿 俊彦 (DOZONO TOSHIHIKO)

静岡大学・人文学部・准教授

研究者番号：90396705

神馬 幸一 (JIMBA KOICHI)

静岡大学・人文学部・准教授

研究者番号：60515419

(3) 研究協力者

マティアス・ケトナー (MATTIAS KETTNER)

ドイツ・ヴィッテン大学教授

ミヒャエル・フックス (MICHAEL FUCS)

ボン大学科学倫理研究所研究主任

ディルク・ランツェラート (DIRK LANZERATH)

ドイツ生命環境倫理学情報センター研究主任

クリスティアン・シュワルツェネッガー (CHRISTIAN SCHWARZENEGGER)

スイス・チューリヒ大学教授